

じ ぶん じあわ
自分らしく幸せに
い
生きるために



し けんり
知ることからはじめよう “こどもの権利”

こどもはだれでも 生まれたときから
じぶん じあわ い けんり も
自分らしく幸せに生きることができる「権利」を持っています。

あなたの権利も ほかの人の権利も どれも同じように必要で大切なもの。

こどもたちみんなが 夢や希望を持ちながら
えがお せいちょう
笑顔でのびのびと成長していけるように
みんなの権利を みんなで大切にしましょう。

Q 「こどもの権利」って何だろう？

A こどもはみんな、生まれたときから一人の人間として大切にされ、自分らしく生きることができます。こどもたちが安心して幸せに生きるために“守られるもの”が「こどもの権利」です。

- しっかり食べて ゆっくり休んで 安心してらせること
- たくさん遊んだり いろいろなことを学んだりできること
- 病気やケガをしたら きちんとちりょうしてもらえること
- 自分の気持ちや考えを自由に話して 聞いてもらえること
- だれからもひどいことをされないように 守ってもらえること
- こまったときには 助けてもらえること …など

くらしのなかに
「こどもの権利」が
たくさんあるよ！



すべてのこどもが「こどもの権利」を持っています
ほかのだれかに 取り上げられることは ありません

Q 「こどもの権利条約」って何だろう？

A 世界中のこどもたちが安心して幸せにくらすことができるように、世界中の国どうしが決めた大切な約束が「こどもの権利条約（児童の権利に関する条約）」です。こどもの権利条約には、**こどもたちの幸せのための4つの大切な考え方**があります。



右のページで4つの考え方を見てください！

日本でも 仙台でも みんなで大切にしよう「こどもの権利」

日本
では

こどもたちみんなが安心して育ち、幸せにすこせる社会をつくるための「**こども基本法**」という日本全体のきまりがあります。こども基本法は「こどもにとって最も良いことを考えること」を一番大切にしています。

「こどもの権利」
について、もっと
知りたい人は
こちら
から！

仙台市
では

「こども・若者が自分らしく幸せに生きられるまち」をめざして「**せんだいこども若者プラン2025**」という市の計画をつくりました。仙台のまちで、こどもたちが安心してのびのびと成長できるように、みんなの権利や意見を大切にしながら、いろいろな取組を進めています。



こどもたちの
幸せのための

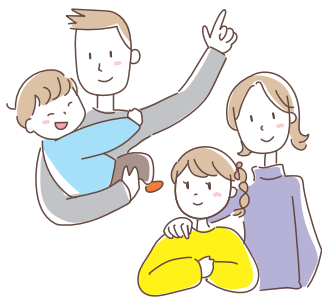
4つの大切な考え方

1 差別のないこと

すべてのこどもは、どんな理由でも差別されず、大切にされる権利を持っています。男の子や女の子、年れいや体の大きさ、生まれた国、好きなものや苦手なこと…みんなにいろいろな「ちがい」があるけれど、ちがいがあることはわるいことやはずかしいことではありません。だれもがたった一人しかいない、大切な人間だから、みんなが楽しく生活できるように、自分のこともほかの人のことも大切にしましょう。



2 守られて成長できること



こどもたちには、大人に守られながら、安心してのびのびと育ち、自分らしく幸せに生きていく権利があり、いじめや暴力などで心や体がきずつけられることは許されません。つらいことやこまったことがあったときには、家や学校など身近な大人に相談しましょう。

家や学校のほかにも相談できるところがあるよ。ウラを見てみよう。

3 こどもにとって最も良いことを考えること

こどもたちに関係のあることを決めるとき、大人には、こどもたちが一番幸せになれる方法を考える責任があります。

こどもたちがずっと幸せでいられるように、みんなの「こうなったらいいな」「こんなことがしたいな」という気持ちを大人に伝えて、いっしょに考えることが大切です。



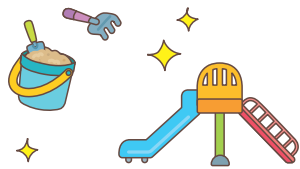
4 意見を言って参加できること



みんなの考えていることや気持ちは、すべて大切な「意見」です。みんなには、いろいろな方法で自分の意見を自由に表現する権利があります。

自分の意見を伝えるときには、相手の意見をよく聞いたり、まわりの人の気持ちを考えたりすることが大切です。

家や学校などで話し合いに参加して、自分の意見を言えるよ。
ほかにも、仙台市の計画や取組について意見を言うことができるよ。
ウラの「こどもいけん広場」を見てみよう!



みんなの声で仙台のまちをつくる!

こどもいけん広場



仙台子ども財団では、仙台市の計画や取組などのテーマに対して、子ども一人ひとりが自分の思いや考えを安心して伝えられる場をつくっています。ウェブアンケートや意見交換会でみんなの意見を聴き、その声をまちづくりにつなげていきます。

どんな遊び場があったらいいと思う?

まちがもっときれいになるために、どんなことをしたらいいと思う?

大人になっても住み続けたいまちはどんなまち?

こどもいけん広場のメンバーになって、みんなの意見を伝えてみよう!

登録はこちら



こまったとき なやんだときは 相談しよう

「こどもだから」と自分の話を聞いてもらえない...



友だちとの関係や学校、家のことなど、こまっていることがあったら、一人でがまんせず、あなたの気持ちをだれかに話してみてください。そばにいる人に話しにくいときには、相談できる場所がたくさんあります。

「学校に行くのがつらい...

仲間はずれにされている気がする...



こども若者電話・メール相談

(こどものなやみやその家族のなやみに関する相談)

- 相談機関: 仙台市こども若者相談支援センター
- 受付時間: 年中無休・24時間
- 電話番号: 0120-783-017
- メール: kodomo@city.sendai.jp

24時間いじめ相談専用電話

(いじめに関する相談)

- 相談機関: 仙台市教育委員会
- 受付時間: 年中無休・24時間
- 電話番号: 0120-81-2455

児童相談所電話相談

(こども・児童虐待に関する相談)

- 相談機関: 仙台市児童相談所
- 受付時間: 年中無休・24時間
- 電話番号: 022-718-2580
- 虐待対応ダイヤル: 189 (イチハヤク)

教育相談室 (学校生活、不登校等の相談)

- 相談機関: 仙台市教育委員会
- 電話番号: 022-214-0002
- 受付時間: (月~金) 9時~17時 ※祝休日、年末年始は休み

仙台市いじめ等相談支援室 S-KET

(こどものいじめ等に関する相談)

- 相談機関: 仙台市いじめ等相談支援室
- 受付時間: (月・水・木・土) 10時~17時 (火・金) 12時~19時
- ※祝休日、年末年始は休み
- 電話番号: 0120-303-836
- メール: s-ket@city.sendai.jp

こどもの人権110番

(いじめなどのこどもの人権に関する相談)

- 相談機関: 仙台法務局
- 電話番号: 0120-007-110
- 受付時間: (月~金) 8時30分~17時15分
- ※祝休日、年末年始は休み

発行: 仙台市こども若者局 〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-5-12

協力: 公益財団法人仙台子ども財団

この冊子の作成には、令和7年度法務省人権啓発活動地方委託費を充てています。